

令和8年度十和田市ふるさと産品開発事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の関連産業の活性化を図り、ふるさと産品の開発、改良、販売、製造効率化及び大量生産化（以下「開発等」という。）を促進するため、予算の範囲内において交付する令和8年度十和田市ふるさと産品開発事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、十和田市補助金等の交付に関する規則（平成17年十和田市規則第66号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「ふるさと産品」とは、平成31年総務省告示第179号第5条に掲げる基準に該当する商品のことをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内で営業をしている個人、法人及び団体であって、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 市内に住所又は事務所、事業所等を有すること。
- (2) 令和8年度内に事業を完了することが見込まれること。
- (3) 将来にわたり継続的な活動が見込まれること。
- (4) 市、県等が実施する専門家による相談会に参加できること。
- (5) 市が開催する商品完成お披露目会に参加できること。
- (6) 団体にあつては規約等を有し、かつ、団体の意思を決定し、及び執行する組織が確立されていること。
- (7) 市税の滞納をしていないこと。

(補助対象事業及び補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、ふるさと産品の開発等を実施する事業であり、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

(1) ふるさと産品開発コース 次のアからカまでのいずれかの事業を実施するものをいう。

ア 商品の試作及び分析

イ 包装デザインの開発又は改良

ウ ホームページ等の作成

エ 販促物の作成

オ マーケティングに関する調査研究

カ 外部専門家の招へい

(2) ふるさと産品改良コース 機械設備等の導入を行う事業をいう。

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第6条に規定する補助金の交付を決定した日以後に支出される別表第1に掲げる経費とする。

3 補助対象経費について、国、県、公共的団体等から助成等を受けるときは、当該助成金等の額を補助対象経費から減額するものとする。

4 補助金の額は、1 補助対象者につき1回限り、ふるさと産品開発コース及びふるさと産品改良コースのそれぞれの補助対象経費において、当該各補助対象経費の合計額に別表第2に掲げる補助率を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）又は別表第2に掲げる上限額のいずれか低い額以内とする。

（補助金の交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、令和8年度十和田市ふるさと産品開発事業費補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助を受けようとする者が個人の場合にあつては住民票の写し、法人の場合にあつては法人の登記事項証明書、団体の場合にあつては団体の規約及び構成員名簿

(2) 市税の滞納がないことを証する書類

- (3) 開発等を行うふるさと製品のイメージ画像等
- (4) 第4条第2項に規定する補助対象経費の算出の根拠となる見積書
- (5) ふるさと製品改良コースに係る申請の場合にあつては、機械設備等の設計書、工程表、図面、カタログ及び規模の決定の根拠（規模の決定をした根拠を加工品の製造量、利用計画、機械設備等の能力等の具体的な数値を用いて計算したもの）
- (6) その他参考となる資料

2 市長は、市が保有する前項第1号（個人の場合に限る。）及び第2号に規定する書類の情報を利用することについて申請者の同意があつたときは、当該書類の提出を省略させることができる。

3 第1項に規定する申請書を提出するに当たっては、当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助金の率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除額」という。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除額が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助金の交付の決定）

第6条 市長は、第5条第1項の申請があつたときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定し、令和8年度十和田市ふるさと製品開発事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

（事業内容の変更等）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに令和8年度十和田市ふるさと製品開発事業費補助金計画変更（中止、廃

止) 承認申請書(様式第3号)に変更等の内容を確認できる書類を添えて市長に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 市長は、前項の承認をしたときは、令和8年度十和田市ふるさと産品開発事業費補助金計画変更(中止、廃止)承認通知書(様式第4号)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、当該活動の完了の日から起算して30日を経過した日又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに令和8年度十和田市ふるさと産品開発事業費補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業の実績が分かる成果品、写真等
- (2) その他活動実績の参考となる資料
- (3) 納品書、請求書、領収書の写しその他補助対象経費を支出したことを証する書類の写し
- (4) 事業の一部を委託して実施した場合にあっては、委託契約書の写しその他委託業務が行われたことを証する書類の写し
- (5) その他事業実績の参考となる資料

- 2 補助対象者は、前項の実績報告書の提出に当たっては、第5条第3項ただし書の規定による消費税等仕入控除額を補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 補助対象者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税等仕入控除額が確定したときは、その金額(前項の規定によりあらかじめ減額して報告した補助事業者については、確定した消費税等仕入控除額が減じた額を上回る部分の金額)を令和8年度十和田市ふるさと産品開発事業費補助金消費税等仕入控除額報告書(様式第6号)により報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条第1項の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、交付すべき補助金の額を確定し、令和8年度十和田市ふるさと産品開発事業費補助金確定通知書（様式第7号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条 補助金は、前条の規定により額を確定した後に交付するものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、補助対象事業の完了前に補助金の全部又は一部を概算払の方法により交付することができる。

（補助金の請求）

第11条 補助対象者は、補助金を請求しようとするときは、令和8年度十和田市ふるさと産品開発事業費補助金請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。ただし、概算払を必要とする場合にあつては、令和8年度十和田市ふるさと産品開発事業費補助金概算払請求書（様式第9号）によらなければならない。

（事業実施後の措置）

第12条 市長は、補助対象事業の完了後においても、必要に応じて補助対象者に事業の実施状況について報告させ、及び職員による事業所等への立入検査をすることができる。

（帳簿等の整備）

第13条 補助対象者は、補助対象事業の経理を明確にするため、当該事業に係る収支を記載した帳簿を設け、証拠書類を整備し、当該事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業により取得した財産であつて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数が経過するまでの期間、財産管理台帳（様式第10号）及び関係書類を整備し、保管しなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月9日から施行する。

別表第1（第4条関係）

事業	費目	補助対象経費
ふるさと産品 開発コース	謝礼	外部専門家から指導を受けた場合の謝礼金及び旅費
	旅費	マーケティング活動に必要な旅費（1人分かつ1往復分を上限とし、実費額又は十和田市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例（平成17年十和田市条例第51号）に規定する一般職の職員の例により算定した額のいずれか低い額とする。）
	消耗品費	商品の容器又は包装材の購入費その他事業に必要な物品の購入費
	委託料	調査研究、パッケージデザイン作成等の委託料又は試作品等の外注加工費
	通信運搬費	郵便料又は運送代
	広告宣伝費	ホームページ、販促物の作成その他の広告及び宣伝に要する経費
	手数料	商品開発又は改良に必要な分析又は試験に要する経費、商標登録申請手数料その他の手数料
	借上料	物品、機械設備等の一時的な借上料
	原材料費	商品の開発又は改良のための試作に使用する原材料費
ふるさと産品 改良コース	機械設備導入費	商品の開発等に必要な機械、設備又は器具の導入費

別表第2（第4条関係）

事業	補助率	上限額
ふるさと産品開発コース	補助対象経費の1/2	40万円
ふるさと産品改良コース	補助対象経費の2/3	100万円